

勝浦町告示 14 号

農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という）を定めようとするため、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 13 日

勝浦町長 野 上 武 典



1 地域計画の案を作成した地域
勝浦地区

2 縦覧期間
令和 7 年 3 月 13 日（木）から令和 7 年 3 月 27 日（木）まで

3 縦覧場所
勝浦町大字久国字久保田 3 勝浦町役場 農業振興課

4 意見書提出の際の留意事項
意見については、書面の持参または郵送により提出することとし、電話での意見は受け付けない。
郵送による場合は、当該縦覧期間満了の日までの消印を有効とする。